

無線局免許手続規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文  
 ○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第二号第 1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第 4 条、第 12 条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>注 1～16 （略）</p> <p>17 15 の欄の記載は、次によること。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合</u>  <u>放送事項を次のように記載すること。</u>  <u>(記載例) (何) 県においてテレビジョン放送を行つている放送事業者の放送番組</u>  <u>(記載例) (何) 県において中波放送を行つている放送事業者の放送番組</u></p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>18～36 （略）</p> <p>別表第二号の二第 1 基幹放送局（放送衛星局及び放送試験衛星局を除く。）の工事設計書の様式（第 4 条、第 12 条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>1～4 （略）</p>	<p>別表第二号第 1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第 4 条、第 12 条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>注 1～16 （略）</p> <p>17 15 の欄の記載は、次によること。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合</u>  <u>放送事項を次のように記載すること。</u>  <u>(記載例) (何) 県においてテレビジョン放送を行つている放送事業者の放送番組</u></p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>18～36 （略）</p> <p>別表第二号の二第 1 基幹放送局（放送衛星局及び放送試験衛星局を除く。）の工事設計書の様式（第 4 条、第 12 条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>1～4 （略）</p>

注 1～5 (略)

6 5の欄は、次によること。

(1) 通過帯域幅の欄に受信周波数が 470MHz 未満の場合は 6 d B 低下の幅を、470MHz 以上の場合は 3 d B 低下の幅を記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。

(2) (略)

7～17

18 17の欄は、次によること。

(1)～(3) (略)

(4) 超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものに限る。）の場合は、設備規則別図第 2 号において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差の絶対値が 200kHz 以上 300kHz 未満の任意の周波数及び 300kHz となる周波数における平均電力 P からの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は記載を要しない。

(5) 地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、設備規則別図第 4 号の 8 の 8 において当該無線設備に適用される搬送波の周波数±4.36MHz における平均電力 P からの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無

注 1～5 (略)

6 5の欄は、次によること。

(1) 通過帯域幅の欄に受信周波数が 54MHz を超え 470MHz 未満の場合は 6 d B 低下の幅を、470MHz 以上の場合は 3 d B 低下の幅を記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。

(2) (略)

7～17

18 17の欄は、次によること。

(1)～(3) (略)

(4) 地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、設備規則別図第 4 号の 8 の 8 において当該無線設備に適用される搬送波の周波数±4.36MHz における平均電力 P からの減衰量の値を記載すること。

線設備である場合は記載を要しない。

19～25 (略)

19～25 (略)